

第4章 組織活動サポート事業

(組織活動サポート事業の目的)

第37条 組織活動サポート事業は、青年農業者等の自主的な集団活動を支援することにより、活動の活性化と仲間づくりの推進、就農に向けた意識啓発活動、農業・農村の理解促進を図ることを目的とする。

第1節 組織活動支援事業

(事業の目的)

第38条 組織活動支援事業（以下「組織活動事業」という。）は、青年農業者等が自ら組織し自主的な活動を行う集団に対し、組織活動の推進や全国組織等が行う研修会に派遣し、技術の向上及び経営者としての資質の向上を図る。また、県内の青年農業者が一堂に会し、農業・農村の素晴らしさ等の様々な情報を消費者に発信することにより、青年農業者と消費者の交流を促進することを目的とする。

(事業の内容)

第39条 組織活動事業は、次に掲げるとおりとする。

- 1 集団活動の促進、仲間づくり活動の活性化、就農に向けた意識啓発活動、青年農業者等の資質の向上等（以下「組織活動」という。）
- 2 県外先進地の青年農業者等との交流による農業及び農家生活に関する調査研究活動（以下「全国技術交流」という。）
- 3 青年農業者が農業・農村の素晴らしさ等の情報を消費者に発信し、青年農業者と消費者の交流を深めるための活動（以下「消費者の交流促進」という。）

(事業の対象及び要件)

第40条 組織活動事業の対象は、青年農業者等が自ら組織する県段階の集団とする。

1 組織活動

- (1) 農業及び農家生活等に関する課題の解決に取り組むこと。
- (2) 組織の規約を設け、計画に基づき積極的な活動を行うこと。

2 全国技術交流

- (1) 派遣する研修会等は、全国農業青年クラブ連絡協議会、関東ブロック農村青少年クラブ連絡協議会等が主催するものとする。
- (2) 助成の対象とする経費は、研修会等の参加に必要な経費（資料代、会場使用料、交通費、昼食代、宿泊費等）とする。ただし、アルコールの提供を伴う交流会費は対象外とする。

3 消費者の交流促進

青年農業者が農業・農村の素晴らしさ等の情報を消費者に発信すること

(事業の実施)

第 41 条 組織活動事業の実施にあたっては、栃木県及び関係機関団体等との協力のもとに組織の規約及び事業実施計画に基づき、目的に沿った活動をするものとする。

(助成の申請)

第 42 条 組織活動事業の助成を受けようとする組織の長は、原則として事業実施 30 日前までに、組織活動支援事業助成申請書（別記様式第 1 号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

(給 付)

第 43 条 理事長は申請内容を審査し、適当と認めたときは組織活動支援事業助成金給付決定書（別記様式第 2 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金給付決定した旨（別記様式第 3 号）を指導機関に通知するものとする。

3 給付決定を受けた者は、給付決定後速やかに組織活動支援事業助成金請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(助成の変更申請)

第 44 条 助成金の給付を受けた組織の長は、組織活動事業に要する助成金額の増を伴う変更をする場合においては、組織活動支援事業変更申請書（別記様式第 5 号）を指導機関の意見を付して理事長に提出するものとする。

(給付の変更)

第 45 条 理事長は申請内容を審査し、適当と認めたときは組織活動支援事業助成金変更決定書（別記様式第 6 号）をもって申請者に通知するものとする。

2 また、助成金変更決定した旨（別記様式第 7 号）を指導機関に通知するものとする。

3 変更決定を受けた者は、変更決定後速やかに組織活動支援事業助成金給付請求書（別記様式第 4 号）を理事長に提出し、その提出をもって助成金を給付するものとする。

(報 告)

第 46 条 助成金の給付を受けた組織の長は、事業終了後 30 日以内に組織活動支援事業実績報告書（別記様式第 8 号）を指導機関の意見を付して、理事長に提出するものとする。

(給付金の返還)

第 47 条 助成金の給付を受けた組織の長は、給付金の一部又は全部を返還しようとする場合は、組織活動支援事業返還申請書（別記様式第 9 号）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は前項に規定する返還申請書の提出を受け、適当と認めたときは、組織活動支援事業返還決定書（別記様式第 10 号）をもって申請者に通知するものとする。

3 また、返還決定した旨（別記様式第 11 号）を指導機関に通知するものとする。